

桑名市告示第131号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により  
なお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令  
第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規  
定により告示する。

令和6年4月1日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 委託した徴収の事務

桑名市大山田コミュニティプラザ使用料

桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センター使用料

2 委託を受けた者

桑名市常盤町51番地1

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会

会長 川瀬 みち代

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで